

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成27年度重点事項選定に係る意見

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女平等参画の啓発の推進	
施策の方向	(1) 広報・啓発活動の充実
理由	言葉では見たり聞いたりしたことがある人の割合は63.4%（2012）と高い比率にはあるが、家庭内・職場内・組織内での言動と結びついているかといえばそうはなっていないのが現実。広報啓発活動の内容の一層の充実が求められている。情報誌イコール・パートナーの掲載内容、配布範囲など工夫の余地を感じている。 (山根委員)
施策の方向	(3) 情報収集・提供の充実
理由	社会で活躍する女性のピックアップだけでなく、家庭において夫と妻がともに尊重し協力して活躍する夫婦の姿などを取り上げていくとともにそのような家庭を築いている家庭の数などを意識調査などを通して数値化していくこと、また、そのような家庭を支えているその父母やコミュニティーなどにも焦点をむけていくことが必要と考えます。 (武田委員)
	男女平等社会について、概念や考え方が年々変化、進化している。男女が同じように働く事や、多様な考え方、生き方について、多くの人に理解してもらえるように、工夫が必要。 変化、進化、多様化する価値観について、情報を多く収集し、マス媒体などの積極的な活用で多くの人に伝えていく取り組みが必要である。 (山中委員)
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進	
施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進
理由	教育が人間の形成に大きく関わっていることは、誰もが否定できないとおもいます。人は生まれた瞬間から、周囲の行動、ことば、環境等の影響を強く受け、成長していくと言われております。家庭、保育園、幼稚園は、人としての基礎の取得、様々な外的要因を多く受ける学校教育に於いては、基本の形成や応用などを取得していくものと思います。男女平等が必死に叫ばれておりますが、この実現には、幼い時からのこれらに対する蓄積が必要であります。男女平等のあり方などについて、大人社会の問題として捉えられがちですが、しっかりした方針を立て、学校での平等教育の積極的推進に向け啓発していく必要がある。（平成11年に男女共同参画基本法が施行され15年経過） (高田委員)
	男女平等な社会を実現するためには、まず、家庭内において男女平等であることが必要であり、家庭内において、男女平等であれば、家庭内の教育により、社会においても男女平等の環境が整うと思われる。しかし、これまでの日本の社会、家庭内においては、家庭内において男女平等という教育を行うことは困難。そこで、まずは、学校教育において男女平等の教育を行い、将来的には、成長した児童・生徒らが、家庭を持った場合に、その子たちに男女平等の教育を行えるような社会が出来上がることを期待する。現段階では、学校教育において男女平等教育を推進すべき。可能であれば、企業内においても男女平等の教育を特に経営者に行うことが理想。 (多田委員)
	学校教育は、男女平等参画が最も実践されている場であると思います。理念と実践は車の両輪のようなものと思います。教育が社会を変革していくために大切だと考えました。 (田中委員)

施策の方向	(3)社会における男女平等教育の推進
理由	<p>総理大臣から「女性が輝く日本」という施政方針が示されたが、各界からの反応を見る限り「単純な女性比率」や「男性に対する差別論」としての発言ばかりが目立ち、「男女平等から見た女性の当然の有り様」という本来的な議論に資する意見が見られないという現状は、日本という国家において未だ「男女平等」の理念が社会全体のコンセンサスとして存在していないことを表している。この現状から、学校教育の場はもちろん、むしろ社会全体に広く各年齢層への具体的な啓発・啓蒙を目的とした生涯教育施策がいまこそ必要なのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(足立委員)</p>
	<p>参考資料の指標項目等数値の推移(参考資料3)の(3)「社会における男女平等教育の推進」に関する統計が空白になっていますが、そこに光が当てられていないということは、取り組みが遅れているということにもなり、重点の一つとして対応していく必要があるように思います。</p> <p style="text-align: right;">(西岡委員)</p>

基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

施策の方向	(1)性の尊重についての認識の浸透
理由	<p>「女性」というキーワードの中に、生理的な性差を無視した論調や、また、性的役割を否定するあまり極端に逆説的なジェンダー・バイアス化している議論などが散見される。さらに、現代における「性」は多様化しており、LGBTなど社会が新たな認識として取り組んでいかなければならない問題も存在している。固定的な観念から柔軟な思考へと社会そのものが変化していくべき時代を迎えていると考え、そのために必要な思考を導いていくための施策を大胆に実施いくべきであり、少なくとも、改めて「性」への認識を考えるテーマは意義があるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(足立委員)</p>
	<p>女性や子供に対する性の商業化は、看過出来ないものがあります。特に児童ポルノについては、所持に対しても罰則をもうけ、啓発をはかるべきだと思います。生と生殖に関する権利の教育も大切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(田中委員)</p>

施策の方向	(2)女性への暴力等の根絶についての認識の浸透
理由	<p>・DV防止法が施行されてから13年になるが、あいかわらず被害件数は減っていない。また、暴力から避難した後でも被害者は危険にさらされている。予防啓発教育も含め、女性への暴力根絶についての認識を高めることは将来における社会の安全につながる。</p> <p style="text-align: right;">(山崎委員)</p>

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
施策の方向	(2) 役職等への女性の登用の促進
理由	<p>指導的立場に占める女性の割合を高めることは、男女平等参画の質的向上につながる。</p> <p style="text-align: right;">(崎広副会長)</p> <p>従来の「女性」という意識が男性の中にももちろん女性の中にもあり、役職への女性の登用に際しては、女性差別撤廃条約でも示されているように積極措置（アフーマティブアクション）なくして拡大はのぞめないと考える。</p> <p>女男平等の成果は1975年の国際女性年以來、徐々にではあるが浸透しつつあるが、「女性」を都合の良い存在への動きも見過ごすことはできない。</p> <p style="text-align: right;">(山根委員)</p>
基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
施策の方向	(2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発
理由	<p>老若男女誰もが仕事と生活、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できるようになることが、男女平等参画社会のあるべき姿だと思います。</p> <p style="text-align: right;">(鈴木委員)</p> <p>子育てを支援する対策として、「北海道両立支援推進企業表彰」や様々な支援策等の推進を図っているが、施策の方向の「子育てを推進する企業の割合」の中小企業の目標値「平成29年度 25%」に対し、「平成25年度の実績 2.52%」と極めて低い状況にある。更に、平成23年度の実績と比較しても0.8%の微増にとどまっている。男女平等参画の根幹をなす一つであり、更なる支援、啓発を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(高田委員)</p>
施策の方向	(3) 育児、介護の支援体制の充実
理由	<p>働き続ける女性を増やすためには、育児、介護の支援体制の充実は不可欠であり、女性就労者数を高めることは、男女平等参画の量的向上につながる。</p> <p style="text-align: right;">(崎広副会長)</p> <p>現政権は、女性の活用を政策の一つを掲げているが、女性が育児や介護を行わなければならないという社会環境から、女性が仕事やボランティア活動等社会で活動するためには、育児や介護の支援体制の充実が不可欠であると考え。あるテレビ番組で、親の介護から引きこもりになってしまったという問題の特集を行っていた。親の介護のために仕事を辞め、その人の生活は親の介護が中心となり、社会ともつながりがなくなってしまうため。こうした事態が起こるのは、一人の人に介護が集中してしまうためであり、負担を軽減、精神面をケアできるシステムが必要と考える。この点は育児についても同じ。また、育児・介護のために、一度職場や社会活動を離れたとしても、再び戻れる環境が必要。</p> <p style="text-align: right;">(多田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消 ・託児施設等の充実 ・介護施設等の充実 <p style="text-align: right;">(山田委員)</p> <p>少子高齢化に伴い、人材採用が難しい状況になってきている。育児、介護起因での離職、休職による人材喪失を抑止する取り組みが火急の課題である。</p> <p style="text-align: right;">(山中委員)</p>

基本方向3 就労等の場における男女平等の確保

施策の方向	(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保
理由	<p>平成23年、小樽市において、男女平等参画に関する市民意識調査を行ったところ、職場で男女平等となっていると思う人の割合が13.4%と、家庭生活(26.2%)や(地域社会29.9%)に比べて、かなり低くなっており、重点的に取り組む必要性を感じているため。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>本来ならば、学校卒業後就職して、ある程度経験年数を積み、職場の若手中堅となるべき年齢層の女性達の就業率が、7割弱にとどまっていることは、給与を含む待遇や、育児、結婚に絡む職場での支援が、未だ充分ではないことを物語っている。女性労働者に対する評価の根底に、依然として性差別があるためと考える。従ってこの点を強力に推進していく必要がある。現在、高齢化社会における、労働力不足を補うという政策的な観点から、女性の雇用推進が取り上げられているが、女性が安心して働ける労働環境の整備無くしては片手落ちであり、労働意欲を維持し、能力を生かせるという、待遇条件の充実も併せて推進していく必要があると考える。</p> <p>(関口委員)</p> <p>家庭、学校での男女平等教育については、家庭・学校での場面で積み重ねがなされてきており、男女平等の意識も高まってきていますが、社会・職場にあってはまだ平等意識が希薄なところがあり、さらなる対応(平等な雇用機会と待遇の確保及び職場環境の改善)が必要と考えます。</p> <p>(西岡委員)</p>

施策の方向	(5)パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では定型・補助的業務に携わる労働者から基幹的業務に従事し、正社員と同等レベルの管理責任を負うようになってきている。均等均衡をはからなければならない。 ・2018年には有期契約労働から無期契約労働への転換が実現、2016年10月には社会保険の適用拡大など環境が変化してくる。法律・制度の周知等も必要。 ・最低賃金の引き上げ等 <p>(山田委員)</p> <p>結婚・出産等を機に、一度職場をはなれた女性が再就職した場合、その多くが非正規雇用となる。また、DVで夫から避難した女性も、そのほとんどがパートや派遣労働という不安定で低賃金な状況におかれる。正規雇用への道につながりやすくなる制度が必要。</p> <p>(山崎委員)</p>

基本方向4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

施策の方向	(1)農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
理由	<p>北海道の食料自給率は高く食文化は豊かである。多くの女性が従事しているが、指導的地位に就く女性は全国平均から見ても少ない。指導農業士の数は目標値(H25)にほど遠い。起業により元気に輝いている女性も増えているが、農協正組合員・農業委員会に占める女性の割合は低い。主要産業である農林水産業における男女平等参画の促進に力を入れるべきだと思う。</p> <p>(広瀬会長)</p>

基本方向5 地域社会における男女平等参画の促進

施策の方向	(3)地域リーダーの養成
理由	<p>地域における町内会は構成人数からして、組織として最大規模の集団といえるかと思われます。その中で構成員の半数以上が女性で有るにも関わらず、役員の方の多くが男性であり、組織内での女性役員の比率も低いことから女性の意見が年度の計画や活動に反映されることが少ないのが現状です。固定的な役割分業の考え方がまだ、改革されずに残っているのが家庭の中であつたり、その家庭が集まって出来上がっている地域社会（町内会）であることに原因があるのではないかと考えます。そのためこれまでの町内会役員といわれる役職者といわれる人ではなく、自治体が養成する「家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進」するための専門の「地域リーダー」が必要なのではと思います。</p> <p style="text-align: right;">(齊藤委員)</p>

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

基本方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	(1)生きがいと社会参加の促進
理由	<p>地域は急速に高齢化が進んでいます。子どもは6歳になると必ず小学校という学びの集団の中に入りその先も成長を助けるための過程が用意されていますが、職場を離れたたり、家庭的な責任を卒業した高齢者は必ずしもその先が用意されていないためその命を終えるまでは自由な時間を過ごすこととなります。その為、本人の意識の差によっては、孤独になったり認知症が進みやすいと考えます。人生経験や仕事経験など、本人のプライドを失う事無く生きがいを感じながら社会参加できる場の整備が求められていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(齊藤委員)</p> <p>女性が長寿を迎え、ボランティア活動など、一見積極的に社会に進出しているようにも見えるが、圧倒的に多くは、趣味の世界での活躍にとどまっているようにも見える。また、介護保険があるとはいえ、親の介護に追われ、社会から隔てられている現実もある。子育てや介護、仕事から解放されて、趣味を通じて社会との接点を強める場合もあるが、より広い様々な分野で、高齢層の女性の進出が可能になれば高齢化社会は、もっと変わっていくと思われる。そのためには、あらたなビジネス創設を伴う社会貢献や、地域福祉の担い手となるような、積極的な社会活動を支援する環境の整備とその充実が求められる。</p> <p style="text-align: right;">(関口委員)</p> <p>男女共同参画を考えると、就労世代を支える一番身近な存在となるのが60歳から75歳までの健康な高齢者世代が家族のなかやコミュニティーのなかで活発に活動していけることが大事と考えるためです。</p> <p style="text-align: right;">(武田委員)</p>

施策の方向	(2)経済的安定の確保と住環境の整備
理由	<p>超高齢社会に突入しつつある日本において、老人の貧困が進んでいる(NHKドキュメント「老人漂流社会」「老後破産」など)。さらに住宅・医療・介護などの複合的リスクを多くの老人が抱えている。これらの困難を自己責任として済まさないために、政策のあり方が問われていると感じる。</p> <p style="text-align: right;">(広瀬会長)</p>

★その他意見

足立委員	<p>政府が唱える「女性」は単なるお題目でしかない。社会全体、特に現代に於ける指導層である中高年の男性が、男女平等について真摯な理解を持つことがまず必要である。</p> <p>そのためには、何より世論の醸成が必要だが、社会はそう簡単には変わらない。社会各年齢層が、等しく共通の意識・認識を持つための施策に近道はなく、嘗々とした弛まない働きかけしか男女平等への道筋はない。</p>
武田委員	<p>(昨年、記載したことを再度記載します、やはり以下のことが重要と思います。)</p> <p>そもそも地球の人口問題を考えますと人口が減少していくことが統計上明らかになっている日本の使命は広く世界から労働力を受け入れることを早く手がけるべきであると思います。北海道は地域風土的にも外からの人をあまりこだわらず受け入れることができると思います。開拓精神に富んだ北海道ならではの特性を育て発展していく中で男女平等参画の課題も大きく前進していくのではと考えます。</p>
山崎委員	<p>Ⅱ-2-(3) 育児、介護の支援体制の充実 も重要な課題と思います。</p>
山根委員	<p>男女平等参画チャレンジ賞の意義をもっと広く道民に知らせる必要がある。昨年末の道政策局から出されたキャラクター「ほっかいどう家族」の提案は家庭とは4人家族、父・母・子2人というものであり、多様な家庭が実態である現状にあわないものだった。道庁内での意識の違いがないよう連絡を密にしてもらいたい。決まったキャラクターがどこで使われているか知りたい。</p>